

○越谷市総合振興計画審議会部会規程

昭和 4 4 年 5 月 1 3 日

規則第 1 1 号

第 1 条 越谷市総合振興計画審議会条例（昭和 4 4 年条例第 1 4 号。以下「条例」という。）第 7 条により次に掲げる部会を置く。

- (1) 地域づくり・行財政部会
- (2) 福祉・健康・子育て部会
- (3) 都市基盤整備部会
- (4) 環境・防災・経済部会
- (5) 教育部会

第 2 条 部会に属させる委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長及び副部会長 1 名を置き、部会に属する委員の互選によつて定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌握する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第 3 条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会は委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 部会の議事は、出席委員の 3 分の 2 以上で決する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 越谷市建設審議会部会規程（昭和 3 3 年規則第 6 号）は、廃止する。

附 則（昭和 5 7 年規則第 3 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 1 年規則第 4 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 2 年規則第 5 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年規則第 6 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。